(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市自治功労者(以下「自治功労者」という。)の 表彰及びその礼遇に関して必要な事項を定めるものとする。 (定義)

- 第2条 自治功労者とは、この要綱の規定により表彰を受けた者をいう。 (資格)
- 第3条 自治功労者の資格を有する者とは、次の各号のいずれかに該当する者 をいう。
  - (1) 副市長、教育長又は常勤の監査委員の職に係る任期を1期以上満了した 者。ただし、春日井市政功労者表彰条例(昭和38年春日井市条例第7号) 第3条の規定に該当する者を除く。
  - (2) 春日井市表彰条例(昭和38年春日井市条例第6号)第4条第2号の規定により表彰を受け、かつ、部長職若しくはこれと同等の職にあった者又は5年以上課長職若しくはこれと同等の職にあった者。ただし、春日井市職員の定年等に関する条例(昭和59年春日井市条例第17号)第7条の管理監督職勤務上限年齢に達する年度末まで勤務した者に限る。
  - (3) 前2号に掲げる者のほか市長が特に必要と認めた者 (在職期間の計算)
- 第4条 前条第2号の職に就いた日の属する月から退職の日の属する月までの 年月数とする。
- 2 在職期間が中断したときは、その前後の期間を通算する。 (表彰者及び期日)
- 第5条 市長は、引き続き副市長、教育長又は常勤の監査委員の職に就く者を 除いて、自治功労者の資格を有するに至る者をあらかじめ審査し、その者の 退職の日に表彰する。ただし、市長が特に必要と認めたときは、随時行うこ とができる。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状及び記念品を贈りこれを行う。

(表彰の制限)

- 第7条 自治功労者の表彰は、現にその職に在るうちは、これを行わない。 (礼遇)
- 第8条 自治功労者には、市の行う公の式典等において礼遇する。 (礼遇の停止)
- 第9条 自治功労者のうち選挙権停止中のものに対しては、その礼遇を停止する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成10年3月27日から施行する。

附則

- この要綱は、平成12年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年3月19日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年3月13日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和元年10月3日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年1月16日から施行する。